

# 業務指示書

## ペルー国固形廃棄物処理事業(Ⅱ)準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年9月24日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年9月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／廃棄物管理①）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物管理②】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設閉鎖／建設計画①】

- 1) 類似業務の経験：施設閉鎖／建設計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年10月10日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3. 業務実施上の条件」の「4. 現地特殊備入」に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PEN1 = 37.357 円, US\$1 = 103.77 円, EUR1 = 136.900 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括/廃棄物管理①
- 廃棄物管理②
- 施設閉鎖/建設計画①

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.28 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年10月24日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

ペルー国固形廃棄物処理事業(Ⅱ)準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理①	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物管理②	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施設閉鎖/建設計画①	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 業務指示書（案）

### 第 2. 調査の目的・内容に関する事項

#### 1. 調査の背景

ペルーでは国全体で 7,203,183 トン/年（19,735 トン/日）の一般廃棄物（以下、「廃棄物」）が発生しているが、うち衛生埋立処分場で処理されているのは首都リマ周辺で発生した廃棄物に限られており、国全体で発生する廃棄物の約 30% 程度に留まっている。地方都市においては、ほとんどの廃棄物が回収されないまま投棄されているか、野積み（オープンダンピング）されている状況である。かかる不適切な最終処分は、浸出水の流出・地下浸透に伴う地下水や水源等の汚染、周辺住民の衛生環境悪化といった深刻な問題を引き起こしており、特に地方都市における衛生埋立処分場の建設、収集・運搬の能力強化、既存オープンダンピングサイトの適切な管理や環境回復等を含む統合的な廃棄物の収集・処理体制の整備・適正化を推進することが喫緊の課題となっている。

ペルー環境省（MINAM）は「国家環境計画（2011-2021）」の中で、2021 年までに 100%の廃棄物が適切に処理されることを大目標として掲げ、まずは 31 の地方都市を優先都市として統合的な廃棄物の収集・処理体制を整備する「優先地域における固形廃棄物処理システム開発プログラム」を策定している。「固形廃棄物処理事業（Ⅱ）」（以下、「本事業」）もこのプログラムの一部に位置づけられている。「固形廃棄物処理事業（Ⅰ）」（以下、「フェーズ（Ⅰ）」）と本事業とは、併せて対象地方都市の廃棄物の収集・処理体制の整備・適正化を推進するものであり、フェーズ（Ⅰ）においては、プログラムの対象 31 都市のうち 23 地方都市にて、「福岡方式」とも呼ばれる準好気性埋立構造を適用した廃棄物処理場の新設と収集・運搬の能力強化のための機材調達を実施中である。一方本事業では上述 31 都市のうち 18 地方都市の既存のオープンダンピングサイトを対象に、周辺への環境汚染の影響を防ぐためのサイト閉鎖、環境回復、適切な管理のための能力強化を実施する。

なお、「優先地域における固形廃棄物処理システム開発プログラム」への支援は、米州開発銀行（IDB）との協調融資により実施されている。フェーズ（Ⅰ）では、プログラムの対象 31 都市のうち、JICA が 23 都市、IDB が 8 都市に対する融資を実施している。本事業においては、JICA が 18 都市、IDB が 13 都市の投資前調査を実施することで合意しており、融資対象とする都市は本調査の結果を以って JICA、IDB、MINAM の三者で協議の上、確定する予定である。

このプログラムにおけるフェーズ（Ⅰ）及び本事業の位置づけ、JICA と IDB の役割分担については、以下図の通りにまとめられる。

<b>「優先地域における固形廃棄物処理システム開発プログラム」</b> =31 地方都市を対象に統合的な廃棄物の収集・処理体制を整備する。			
<b>「固形廃棄物処理事業」</b> (フェーズ 1)		<b>「固形廃棄物処理事業 (II)」</b> (フェーズ 2) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">案件形成中</span>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理場の新設</li> <li>・ 収集運搬能力の向上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存オープンダンプサイトの安全な閉鎖</li> <li>・ 環境回復、跡地利用促進</li> <li>・ 廃棄物管理体制強化</li> </ul>	
JICA (23 都市)	IDB (8 都市)	JICA (18 都市)	IDB (13 都市)
2012.10 LA 締結	2012.8 契約締結		

ペルーには、「公共投資国家システム (SNIP)」というペルー独自の公共投資案件審査システムが存在しており、経済財政省 (MEF) 以外の行政機関が公共投資事業を実施する場合、SNIP 規定に則り、事業を実施する行政機関が MEF から事業実施の承認を得ることが義務付けられている。本事業においても、SNIP 規定上、実施機関である MINAM は、JICA が実施する審査までにいくつかの投資前審査用報告書を MEF に提出し、承認 (=Viabilidad) を得ておく必要がある。

SNIP で定められた投資前審査用報告書を作成し、SNIP 審査で承認を得ることが円借款事業実施の前提条件であるため、JICA は、迅速かつ効率的な事業実施のため、協力準備調査 (以下、「本調査」) にて、MINAM が SNIP 審査で MEF から承認を得るための報告書作成や、関連機関からのコメント対応への技術的助言等の支援を行う。

従って、本調査では、上記 SNIP 審査で承認を得るための支援を実施するとともに、本案件を円借款事業として形成するために必要な情報を収集、整理し、本事業の妥当性、有効性の確認、及び事業計画を策定することを目的に実施するものである。

## 2. 本事業の概要

### (1) 事業名

固形廃棄物処理事業 (II)

### (2) 事業目的

ペルーの 18 地方都市を対象として、既存のオープンダンプサイトの安全な閉鎖と適切な管理体制の整備を通じ、廃棄物の総合的な処理管理能力の向上を図り、衛生環境の改善、気候変動の緩和に寄与する。

### (3) 事業概要

想定されている事業概要は以下の通り。

- ① 施設整備(既存ダンプサイトの閉鎖、環境回復、跡地利用)
- ② コンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理、組織能力強化、啓発活動、跡地利用計画策定支援等)

(4) 対象地域

ペルー18 地方都市

(アザンガロ、イラベ、フェレニャフェ、ワヌコ、モヨバンバ、パイタ、ピウラ、プーノ、セチュラ、タラポト、フリアカ、スジャナ、タララ、タンボパタ、トゥンベス、ヌエボ・チンボテ、チャチャポヤス、サンティアゴ)

※スペイン語表記については「4. 調査対象都市」を参照。

(5) 実施機関

環境省(MINAM)

### 3. 業務の目的

円借款案件実施にあたっての必要条件であるペルー公共投資国家システム(SNIP)の各審査プロセスにおける承認(=Viabilidad)取得(注1)を目的に、必要な報告書作成やコメント対応への技術的助言等の支援をする。同様に円借款審査のために必要な情報を整理し、円借款支援として適切な事業化計画を検討・策定する。具体的には以下の2点を主な目的として調査を実施する。

(注1) MEFからの承認(=Viabilidad)取得のためには、事前に担当セクター省(本案件においてはMINAM)の計画投資室(OPI)による承認(=Aprobación)を得ておくことが必要である。よって、本業務指示書において「Viabilidad取得」と書かれている場合には、AprobaciónとViabilidad双方の取得を指す。

(注2) SNIPの詳細については下記「6. 調査実施上の留意事項(2)公共投資国家システム(SNIP)について」参照

(1) SNIP審査で承認(=Viabilidad)を得るために必要な情報を、フィールド調査等により収集・整理し、カウンターパートであるMINAMの審査用報告書の作成を支援する。また、審査用報告書提出後の審査プロセスにおいて、ペルー政府内関係部署からのコメントに対し専門的知見から技術的アドバイスを行う等、SNIP審査承認に必要な技術的支援を行う。なお、本調査により支援を要するSNIP審査プロセスは以下の通り。

- i) プログラム(IDB担当の13都市を含むプロジェクト全体)のプロファイル(5. 業務実施上の条件(2)①各SNIP審査用報告書の最低記載事項参照)作成及びOPI-MINAM(Oficina de Programacion e Inversion; 環境省 計画投資室)MEFからの承認取付け
- ii) プログラムのフィージビリティ・スタディー(F/S)作成及び

OPI-MINAM、MEF からの承認取付け（IDB 分を含めた総事業費の 50% 以上の PIP（Proyecto de Inversión Pública）承認が終わっていることが必要）

iii) 対象 18 都市における PIP（後述 4.参照）のプロファイル作成及び OPI-MINAM、MEF からの承認取付け

(2) JICA 円借款事業の審査のために必要な調査を実施し、円借款事業として適切な事業計画を検討・策定する（注 3）。

(注 3) 閉鎖工事の設計方針等の技術的詳細については、今後 JICA、IDB、MINAM で検討する予定である。

#### 4. 調査対象都市

ペルーでは SNIP において、複数の個別事業から構成される公共投資事業の場合、公共投資事業全体を「プログラム (Programa)」、プログラムを構成する個々の事業を「プロジェクト (Proyecto de Inversión Pública : PIP)」と呼称している。本事業においては、対象 18 都市における個々の事業が SNIP における PIP にあたり、独立した事業と見なされている。

本調査においては、事業対象 18 都市における個々の事業 (=PIP) について必要な情報を取得し、SNIP 審査で必要な報告書を作成することが必要である。

##### (1) 18 都市のグループ分け

調査対象都市が 18 都市と多いことから、2 グループに分けて調査を実施することを想定している。SNIP 審査プロセスにおいて、プログラムのプロファイルの Viabilidad 取得のためには、シエラ（山岳地域）、コスタ（海岸地域）、セルバ（熱帯雨林地域）の 3 地域からそれぞれ各 1 都市についての PIP のプロファイルの Viabilidad 取得が必要であり、プログラム F/S の承認のためには、同プログラム総事業費の 50%以上の PIP のプロファイルの Viabilidad を取得している必要がある。本調査においては下記表における「グループ 1」を優先都市とし、他のプロジェクトに先行して必要な検討・調査を実施し、IDB 担当分と合わせて早期に総事業費の 50%以上の PIP のプロファイルの Viabilidad 取得をし、可能な限り早くプログラム・プロファイル及び F/S の Viabilidad 取得を目指す。

各グループに含まれる都市は以下表の通り。

第1グループ (優先グループ)	第2グループ
Ferreñafe* (フェレニャフェ) ⇒コスタ (海岸地域)	Tumbes (トゥンベス)
Huánuco* (ワヌコ) ⇒シエラ (山岳地域)	Ilave (イラベ)
Tarapoto* (タラポト) ⇒セルバ (熱帯雨林地域)	Azángaro (アザンガロ)
Talara (タララ)	Sechura (セチュラ)
Paita (パイタ)	Juliaca (フリアカ)
Sullana (スジャナ)	Santiago (サンティアゴ)
Moyobamba (モヨバンバ)	Nuevo Chimbote (ヌエボ・チンボテ)
Puno (プーノ)	
Chachapoyas (チャチャポヤス)	
Tambopata (タンボパタ)	
Piura (ピウラ)	

\*これら3都市は、シエラ (山岳地域)・コスタ (海岸地域)・セルバ (熱帯雨林地域) の各地域から各一都市選出されたもので、同じ地域であれば他の都市への置き換えも可能であるが、置き換えの必要が生じた際には MINAM と協議し、その後 JICA に報告すること。SNIP 審査要件の詳細は、「6. 調査実施上の留意事項」の (2) ②を参照。

## (2) コンサルタントのチーム編成

上記 (1) の通り 18 都市を 2 グループに分けて調査することに伴い、現地調査においてはコンサルタントも 2 チーム編成になることを想定している。詳細は「第3.業務実施上の条件」の「1.調査の工程」(2)を参照。

## 5. 業務の範囲

コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

## 6. 調査実施上の留意事項

### (1) 本調査の対象範囲

本調査の対象範囲は以下の通りである。

<b>事業全体（プログラム）</b> <b>31 都市</b> ⇒プロフィール及び F/S の Viabilidad 取得のための 支援が必要	<b>うち JICA 調査担当分</b> <b>18 都市</b> ⇒都市毎の個別事業（PIP）つきプロフィールの Viabilidad 取得のための支援が必要 ⇒JICA 審査のための資料整理が必要
	<b>うち IDB 調査担当分</b> <b>13 都市（※本調査非対象）</b>

本調査では 31 都市を対象とした事業全体（＝プログラム）の Viabilidad 取得と同時に、JICA が調査を担当する 18 都市について、PIP の Viabilidad 取得及び JICA 審査に必要な情報整理を目的とした調査の実施が求められる。

また、13 都市に関しては米州開発銀行（IDB）が投資前調査を別途平行して実施する予定であるため、本調査においては、それらの結果を含めた上でプログラムの SNIP 承認のための支援を行うことが必要である。（支援の具体的内容については、3. 業務の目的（1）参照。）

#### （2）JICA・IDB・MINAM のコーディネーション会議について

MINAM が毎月主催する JICA・IDB・MINAM 間のコーディネーション会議には可能な限り参加し、適宜 JICA に助言を行うとともに、IDB 側の調査内容・結果を理解し、IDB 側の調査内容・結果と齟齬がない報告書を提出すること。

なお、施設閉鎖、機材の概略設計等の基準については、現在までに JICA・IDB 間で合意できていないため、コーディネーション会議の中で決定していく予定。

#### （3）公共投資国家システム（SNIP）について

##### ① SNIP 制度、留意点

SNIP 審査では、原則として 2 種類の投資前調査、すなわち、①プロフィール（代替案の比較検討を含む基本スタディ）、及び②F/S の作成と承認を義務付けている。MEF からの承認（＝Viabilidad）取得のためには、事前に担当セクター省（本案件においては MINAM）の計画投資室（OPI）による承認（＝Aprobación）を得ておくことが必要である。また、本件の様に複数のプロジェクトがプログラムを構成する場合、個別プロジェクトの投資前調査に加え、事業全体、すなわちプログラムの投資前調査が必要とされている。

本事業については、上記のうち、プログラムのプロフィール（Perfil）及びプログラム全体の事業実施に係る F/S に加え、各プロジェクト（PIP）のプロファ

イル (Perfil) 作成及び Viabilidad 取得が必要であり、本調査ではこのプロセスを支援する必要がある。

なお、SNIP 審査に必要な報告書作成にあたっては、最低限必要な情報である「最低記載事項」を満たすものでなければならない。本調査で作成すべきプログラムのプロフィール及び F/S、各 PIP のプロフィール作成における最低記載事項は以下の表の通りである。

各 SNIP 審査用報告書の最低記載事項

プログラム		PIP
プロフィール	F/S	プロフィール
一般情報 (案件名、実施機関等)	事業概要 (案件名、事業の目的、費用、事業効果、実施計画等)	事業概要 (案件名、事業目的、費用、技術的分析、事業効果、等)
特定 (現況、問題の特定、事業目標の設定等)	一般情報 (案件名、実施機関等)	一般情報 (案件名、実施機関等)
事業費の概算	特定 (現況、問題の特定、事業目標の設定等)	特定 (現況、住民への影響の有無、問題の特定、具体的アプローチの検討等)
論理的枠組みの策定	事業計画の策定 (PIP の定義、調整組織の決定、事業費見積もり、事業効果見込み測定、環境社会配慮、実施計画等)	事業計画の策定 (代替案の検討、事業費・維持管理費の算定等)
結論と提案 (事業効果の説明等)	結論 (事業効果の説明等)	評価 (環境社会配慮等)
		結論と提案

SNIP での速やかな承認のためには、カウンターパート機関である MINAM に加えて、SNIP の審査を担当する MINAM- OPI 及び MEF-DGIP と調査実施段階から調整を図る必要がある。

② 効率的な Viabilidad 取得のためのコーディネーション

これまでの一般的な SNIP の手続きをみると、OPI-MINAM および MEF の両部



局からは報告書に対し多くのコメントが出され、またそれに付随し多くの修正作業が必要となることが予想される。特に、調査終了直前に対応に苦慮するコメントが発生しないよう、調査の各段階で MINAM、MEF に調査経過の報告をすること。

### ③ プログラムのプロファイル及び F/S の承認を得るための要件

SNIP プロセスにおいて、プログラムのプロファイルの Viabilidad 取得のためにはシエラ（山岳地域）、コスタ（海岸地域）、セルバ（熱帯雨林地域）の 3 地域からそれぞれ各 1 都市についての個別事業（PIP）のプロファイル及び同プログラム総事業費の 50%以上の PIP のプロファイルの Viabilidad 取得がし必要である。本調査においては「4. 調査対象都市」（1）に記載の表における「グループ 1」を優先都市とし、他のプロジェクトに先行して必要な検討・調査を実施し「グループ 1」の PIP のプロファイルの Viabilidad を取得することで、IDB 担当分と合わせて総事業額の 50%以上の PIP の Viabilidad を取得し、早期のプログラム・プロファイル及び F/S の Viabilidad 取得を目指す。

### ④ 本調査における SNIP 審査支援の範囲

1)プログラムのプロファイル、2)プログラムの F/S、3)対象 18 都市における PIP のプロファイルの作成、及び SNIP 審査における Viabilidad 取得までに必要な技術的助言等の支援を行う。

### ⑤ 成果品について

本調査においては、SNIP 審査のための報告書と JICA 審査のための報告書を作成する必要がある。

SNIP 審査のための報告書の内容は SNIP 審査に耐えうる内容である必要がある。よって、現地調査の初期段階より、MINAM 及び MEF と成果品のイメージ、含まれるべき調査項目について、SNIP の要件を満たすものか念入りに確認を行うこと。

JICA 審査のための報告書については、JICA の審査に必要な情報が網羅されている必要がある。よって、JICA の審査項目に照らして、SNIP 審査に含まれない情報がある場合には追加的に情報収集すること。

### ⑥ Viabilidad 取得への工夫・努力

契約期間内に 18PIP のプロファイル、プログラムプロファイル及び F/S の Viabilidad 取得が達成されるよう、最大限の工夫、努力をすること。

#### (4) 事業実施能力の確認と能力強化にかかる提言

本事業において、MINAM は各市／区で実施される複数の廃棄物管理事業の事業実施機関となり全体を管理する役割を担うものであり、既存オープンダンピングサイトを閉鎖し、適切に管理していくためには、事業実施後も含めたそれぞれの市・区による維持管理は必須であるところ、各市・区における廃棄物最終処分場の管理能力の確認を行うとともに、能力強化等の支援の有無の検討を行い、報告書に提言として盛り込むこと。

#### (5) 環境社会影響の把握

##### ① 環境社会配慮に係る調査

本事業は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。

本調査後に円借款事業の実施を想定していることから、本調査において対象 18 都市における個別事業 (PIP) に関して、JICA の環境社会配慮ガイドライン上のカテゴリ区分を決定できる情報を収集する。特に、現地で活動するウェィスト・ピッカーの現状については十分な情報を収集する。

##### ② 事業実施のための用地取得不要の確認

本事業において用地取得及び住民移転は見込まれない旨確認すること。また、当該所有地の周辺住民からの工事への苦情や反対行為の有無についても調査すること。

#### (6) JICA 円借款事業「固形廃棄物処理事業」(フェーズ (I)) の経験の活用

本調査にあたっては、先行して実施した、フェーズ (I) の協力準備調査レポートを十分にレビューすること。フェーズ I の経験を踏まえた効率的な調査となるよう、調査の進め方に留意すること。

#### (7) ローカルリソースの活用

フェーズ (I) のプログラム及びプロジェクトのプロファイル調査は、現地の廃棄物分野、社会事情に詳しいペルー一国の NGO に委託して実施したことを踏まえ、ローカルリソースを最大限活用して効率的に調査を実施することを検討すること。

#### (8) 本邦企業技術活用の検討

事業計画策定にあたっては、本邦企業技術の活用可能性を検討すること。

(9) 調査進捗状況、成果品作成状況の MINAM 及び JICA 本部への情報共有  
MINAM と確実に調査進捗状況を共有するため、月例レポートを西文で作成し、MINAM に提出すること。その際、JICA 本部にも同レポートを和訳（または英訳）して提出すること。

(10) 技術的助言が必要な期間  
各報告書提出後も、契約期間中は、適宜 MINAM に対する技術的助言を行うこと。

## 7. 業務の内容

上記「6. 業務方針および留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

### (1) 国内事前準備 (2014 年 11 月)

- ① 関連資料（フェーズ I 関連資料、SNIP 関連資料、ペルー廃棄物セクターに関する資料等）を解析・検討し、本事業の全体像を把握する。
- ② JICA 審査プロセスを確認すると共に、成果品の詳細な内容、報告書等提出のスケジュールについて確認を行う。
- ③ 調査全体方針/方法、作業計画、協力計画案を検討するとともに、現地調査項目を整理し調査計画を策定する。必要に応じて質問票を作成、送付する。
- ④ 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート（作業計画）を作成する。  
なお、インセプション・レポートは、作業計画としてペルー側にも提出するものであるため、ペルー側が定める最低記載事項を盛り込む必要がある。
- ⑤ JICA にインセプション・レポート内容を説明し、適宜コメントを反映する。

### (2) 第 1 次現地調査 (2014 年 12 月～6 月下旬)

#### ペルーにおけるフィールド調査前作業

- ① インセプション・レポートの説明・協議、基本事項の確認
  - 1) インセプション・レポートを相手国政府関係者等に説明し、本調査内容につき協議・確認を行う。
  - 2) 我が国有償資金協カスキームを相手国政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、協議・確認を行う。
  - 3) SNIP 承認プロセスを確認すると共に、成果品の詳細な内容、成果品提出のスケジュールについて確認を行う。
- ② ペルーにおける廃棄物政策・計画の確認および本協力との整合性確認
  - 1) 相手国政府関係者と協議を行い、プロジェクトの背景、目的の確認を行う。

- 2) ペルーの廃棄物管理にかかる現状と上位計画等について内容の確認を行うとともに、本事業の開発効果につき、ペルーの廃棄物管理政策に基づいて検討する。

③ 必要な許認可等の確認

ペルー国内での環境許認可（EIA レポート作成や用地取得等）、廃棄物処理場閉鎖許可、道路使用許可等、その他事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認する。これら許認可等が必要となる場合は、その責任機関、所要期間等について確認する。

**各 18 都市におけるフィールド調査**（※2 グループに分けて調査を実施）

国内事前準備及びペルーにおけるフィールド調査前作業結果に基づき、円借款審査が求める事項と SNIP が求める事項の両方を考慮しつつ、以下の事項を中心に、18 都市についての調査を実施する。なお、18 都市の調査を実施する順序については、「6. 調査実施上の留意事項」の（3）③を参照し、可能な限り早期のプログラム F/S の Viabilidad 取得が可能になるように構成すること。

- 1) 各自治体へのヒアリング（サイトの現状、閉鎖後の用途にかかるイメージ、MINAM が予め把握しリストに掲載されているサイト以外に閉鎖すべきサイトが存在するか等）
- 2) 自然条件調査（気候、地形、地質等）
- 3) 周辺コミュニティ等に係る社会状況調査（人口、人口増加率、貧困率、世帯収入、生計手段、コミュニティ活動状況、インフラ整備状況等）、アンケートの実施
- 4) 廃棄物管理の現状（廃棄物の排出量、排出される廃棄物の組成、収集率、最終処分の状況、既存施設・機材の維持管理状況、O&M コストの状況等）
- 5) オープンダンプサイトの現況調査（地質調査、地形測定による汚染の範囲・原因の確認、周辺住民への被害の有無の確認、衛生状況、法的状況、温室効果ガス削減量の推計に必要な調査 等）
- 6) 他ドナーまたは NGO 等による支援実施実績
- 7) 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策モニタリング計画の作成（環境社会配慮）
- 8) 気候変動緩和の検討（温室効果ガス削減量の推計）
- 9)

### SNIP 審査用報告書の作成・SNIP 審査プロセスへの支援

フィールド調査と並行して SNIP 審査用報告書作成、及び SNIP 審査プロセスにおける関連部署からのコメント対応等の支援を行う。(PIP のプロファイルに記載すべき最低記載事項については、「6. 調査実施上の留意事項」の(3)①、及び配布資料の TOR を参照。) 具体的には、以下の作業を実施する。

- ① フィールド調査が終わった PIP からプロファイルを作成し、MINAM に提出する。第 1 グループの 11PIP については調査開始後 5 カ月以内、第 2 グループの 7PIP については調査開始後 8 カ月以内を目安に作成を終え、MINAM に提出する。
- ② コスタ・セルバ・シエラから各 1PIP (合計 3PIP) のプロファイルが Viabilidad を取得した時点で、プログラム・プロファイルを作成し、調査開始後 5 ヶ月以内を目安に MINAM に提出する。
- ③ 上記①～③の作業の後、SNIP 審査プロセスにおいて各報告書に対してペルー政府内関連部署からのコメントがあった場合、報告書を加筆・修正する等、Viabilidad 取得までの支援を行う。(注 1) (注 2)

(注 1) 大きな不足が指摘された場合には、再度フィールド調査を実施し情報を取得する必要性が生じる可能性があるため、このような事態にならないよう、フィールド調査実施前に SNIP 審査用報告書作成のために必要な調査項目について、MINAM と念入りに確認を行うこと。

(注 2) 第 1 次現地調査が終了した後は、日本国内で MINAM・MEF とやメール・電話等でやり取りをしながらコメント対応をすることを想定しているため、ペルー国内でのフォロー体制を整えておくこと。

なお、上記報告書の作成にあたっては、事業計画の策定・コスト算出・代替案の検討等が必要になる。(詳細は配布資料の TOR 参照。) また円借款事業に適用される基準にも合致した分析・検討をする必要もある。6. (2) ①に記載されている「最低記載事項」に含まれない事項については、SNIP 審査のための報告書に記載する必要はなく、JICA 審査のための報告書にのみ含めることとする。JICA 審査のために必要な項目は以下の通り。

### JICA 審査に必要な項目

#### ① 既存廃棄物施設閉鎖・機材の概略設計

- 1) 各事業対象地における本事業の規模・数量・立地を明確化し、概略設計を行う。その際、対象地域の自然条件、社会経済条件を踏まえ、各事業対象地に最も適切と思われる既存廃棄物処理施設の閉鎖方針・それに係る導入機材の

設計基準を検討する。

- 2) 地質調査や地形測量等を含む自然条件調査については、具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等をプロポーザルにおいて提案する。これら調査の実施に当たり、現地再委託を可とする。
- 3) 設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(2009年3月版)を参照する。

## ② 概略事業費の算定

- 1) 概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として当機構へ提出すること。

(ア) 本体事業費(建設資機材費、設計数量策定、建設費積算(外貨・内貨別))

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロント・エンド・フィー

(カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)

(キ) その他(融資非適格項目)

(a) 用地補償等

(b) 関税・税金

(c) 事業実施者の一般管理費

(d) 他機関建中金利

(e) 完成後の維持管理費

(f) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

(g) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

### (※概略事業費積算の留意点)

#### ➤ 資機材価格の高騰を考慮した感度分析

近年、資機材価格が高騰し事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つかみられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

#### ➤ 概略事業費の算出様式

事業費については、別途当機構が提供するコスト計算支援システム(Excel ファ

イル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

➤ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(2009年3月版)を参照する。

➤ 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第14条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

➤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途当機構が指示する様式に取りまとめ提出する。

➤ その他

適用レート等の積算にあたっての条件については、当機構と協議する。

### ③ 環境社会配慮

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。特に、対象地域で活動するウェイト・ピッカーについては、人数、活動、収入減等について調査を行い、本事業による生活への影響を調査する。また、代替/移行案等、具体的解決方法を提案する。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - (a)環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - (b)JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
  - (c)関係機関の役割
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(案)(実施体制、方法、費用など)の検

## 討の作成

- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

### ④ 事業実施スケジュール

- 1) コンポーネントごとの実施スケジュールをバーチャートで作成する。その際に、各コンポーネントの詳細設計、入札書類作成、事前資格審査(PQ)、PQ 評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間がわかるようにする。また、コンサルタントの選定手続きの各項目(ショートリスト・招請状・TOR 作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結)の時期・期間もわかるようにする。また、完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。
- 2) スケジュール作成にあたって、州の予算制限、実施機関・地元施工業者の能力、乾期と雨季など、それぞれの地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。
- 3) 関連事業(固形廃棄物処理事業(I)、IDB の実施による同プログラム事業等)のスケジュールも考慮した上で作成する。

### ⑤ 調達計画

事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、以下の項目について調査及び提案する。

- 1) ペルーにおける当該類似業務の調達事情  
以下の調達に係る一般事情について調査する。
  - (ア) 一般土木工事及び施設工事の入札と契約・施工方法に係る一般事情
  - (イ) 現地コンサルタント(詳細設計及び施工監理)の一般事情(実績と能力)
  - (ウ) 現地施工業者の一般事情(実績と能力)
- 2) コンサルタント選定
  - (ア) TOR 案の作成
- 3) 施工業者選定
  - (ア) 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
  - (イ) パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討

### ⑥ 事業実施体制

MINAM の組織体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあ



り方について MINAM 及び関連部局と合意形成する。具体的には、以下の項目について調査し、本事業での取り組みを、人員計画、研修計画、組織改善計画としてまとめ、整理する。

1) 実施機関及び各事業対象都市の担当機関の事業実施の経験、所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制について、以下のとおり調査する。

(ア) 廃棄物処理事業の実施経験

(イ) 事業実施に係る各部署の役割、組織図、人員構成

(ウ) 本事業の各事業コンポーネントの実施担当部署の人員構成

(エ) 実施部署の主要メンバーの業務内容を明確化し、外部から人を雇用する場合は、さらに選定方法・給与水準についても検討する。

(オ) 対象機関の給与・昇進等の人事体制を確認し、職員のモチベーションやインセンティブ付与の取り組みについて調査する。また採用面についても確認し、対象機関の持続性について調査する

(カ) 上記を踏まえて、本事業に対する人員計画(各人員の配置時期を含む)を作成する。

2) 実施機関及び各事業対象都市の担当機関の技術水準とその向上策

(ア) 各関係機関職員の技術面の経験及び実施能力について確認する。

(イ) 本事業のコンサルタントによる実施機関の研修計画を策定する。

(ウ) 対象機関職員への研修については、方針、実施者、対象者、場所、コスト、評価方法を明確にする

## ⑦ 運営・維持管理体制

現在、既存廃棄物処理場の運営・維持管理は各市・区が行っている。現在及び本事業完工後の運営・維持管理体制について検討する。具体的には、以下の項目について調査し、具体的な改善策について研修計画及び組織改善計画にまとめる。

1) 運営・維持管理機関の実績、所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制

(ア) 対象機関の廃棄物処理場の運営・維持管理の経験について確認する。

(イ) 既存の施設の運営・維持管理に係る各部署の役割、組織図、人員構成を明確化する。

(ウ) 完成後の施設の運営・維持管理に必要な人員を計算して、十分な人員体制があるかを確認する。

(エ) 実施部署の主要メンバーの業務内容を明確化し、外部から人を雇用する場合は、さらに選定方法・給与水準についても検討する。

2) 運営・維持管理機関の技術水準とその向上策

- (ア) 各実施機関職員の技術面の経験及び実施能力について確認する。
- (イ) 本事業のコンサルタントによる実施機関と研修計画を策定する。
- (ウ) 実施機関職員への研修については、方針、実施者、対象者、場所、コスト、評価方法を明確にする

## ⑧ 財務計画

実施機関の事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当ての方法について検討を行う。

### 1) MINAM の予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用、本事業の運営・維持管理費用、及び関連事業を含む実施予定事業の費用に対して、MINAM の予算が足りるかどうかが調査する。その際に、事業対象各州政府、地方政府からの拠出金の有無、拠出金がある場合はその根拠と合意形成の方法についても確認する。

### 2) 実施機関の財務情報

実施機関の収入・支出、資産・負債等の財務情報を入手し、財務健全性について調査する。

### 3) 実施機関の中長期的な収益収支及びその持続性

事業実施及び運営・維持管理期間中の収益収支の将来予測を行い、中長期的な財務持続性を検証する。そのうえで、中長期的な財務持続性に向けた具体的な計画を策定する。

## ⑨ 意思決定プロセスの確認

事業実施期間(調達及び建設工事)における意思決定に係るペルー政府内承認プロセスを確認する(メンバー、開催頻度、承認期間、TOR、対象地方都市との関係等)。

## ⑩ 事業効果

本事業を以下の通り定量的効果及び定性的効果に分類して評価する。

### 1) 定量的効果

#### (ア) 運用・効果指標の設定

事業完成後約 2 年を目途とした目標年の目標値を設定する(例:野積みによって処理される廃棄物量の変化、温室効果ガス削減量、処理場配水の BOD 濃度等)

#### (イ) 内部収益率(FIRR 及び EIRR)

便益の計算根拠や、経済価値への変換係数の設定とその根拠についてもあわせて示すこと

## 2) 定性的効果

生活環境の改善、実施機関の能力向上、気候変動への適応等について評価する。

### ⑪ 技術支援の検討(技術協力の実施等)

事業を円滑に実施するための組織改善や関係機関能力強化などを、本事業(円借款)で雇用されるコンサルタントが支援すべく、コンサルタントの TOR・要員計画に反映させる。また、本事業(円借款)で雇用されるコンサルタントによる支援に加えて、技術協力の実施や専門家派遣等の更なる支援が必要かどうか検討する。その場合、円借款で支援する部分との役割分担を明確化する。

### ⑫ 本事業の実施にあたってのリスクの洗い出しと対応策・検討

本事業を実施するにあたって考えられるリスクを洗い出し、その対応策を検討する。

#### (3) 第1次国内作業 (2015年4月~7月)

- ① SNIP 審査プロセスへの支援(第1次現地調査で作成した PIP のプロフィール、及びプログラムのプロフィールに対するペルー政府内関係部署からのコメントを踏まえた加筆・修正等の対応の実施。)
- ② IDB 担当分と合わせ総事業費の 50%を超える PIP のプロフィールが Viabilidad を取得できた時点で、プログラム F/S を作成し、調査開始後 10 ヶ月以内を目途に MINAM に提出する。
- ③ インテリム・レポートの作成  
第1次現地調査と国内作業の成果を踏まえ、今後の調査計画を明記したインテリム・レポートを作成、JICA に提出する。
- ④ 中間報告会の開催  
インテリム・レポートの内容について JICA で報告会を開催する。
- ⑤ 第2次現地調査の計画  
インテリム・レポートへの JICA コメント、SNIP 審査プロセスの進捗状況を鑑み、第2次現地調査実施内容の計画を立てる。

#### (4) 第2次現地調査 (2015年8月)

- ① MINAM との協議実施
  - 1) 18 都市におけるフィールド調査の終了報告
  - 2) SNIP 審査プロセス進捗状況(ペルー政府内関係部署からのコメント対応状況についての報告等)
- ② 追加調査の実施(必要な場合)  
JICA によるインテリム・レポートの精査、あるいは MINAM との協議結果、

必要性が認められた場合には、第1次国内作業で立てた計画に基づき追加調査を実施する。

#### (5) 第3次国内作業 (2015年9月～10月)

- ① この時までに提出済の全ての SNIP 審査用報告書に対するペルー政府内関係部署からのコメントへの対応(報告書の加筆、修正等)
- ② 円借款事業計画の修正、最終化
- ③ 円借款事業計画(案)を盛り込んだドラフト・ファイナル・レポートの作成、提出。JICA への内容説明実施。
- ④ 上記進捗状況を踏まえた第3次現地調査の計画

#### (6) 第3次現地調査 (2015年11月)

- ① MINAM との協議
  - 1) SNIP 審査プロセスの進捗状況を確認し、フォロー事項の有無を確認する。  
(基本的には、この時までに全ての SNIP 審査プロセスにおいて Viabilidad を取得していること。)
  - 2) ドラフト・ファイナル・レポート内容を踏まえた調査結果報告を行う。
- ② 追加調査の実施(必要な場合)

#### (7) JICA への最終報告 (2015年11月下旬)

- ① ファイナル・レポートの作成
- ② JICA への最終報告

### 8. 成果品

本調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りである。なお、本契約における成果品は(2)③ファイナル・レポートとする。

#### (1) インセプション・レポート

本調査業務開始に際し、JICA 及びペルー政府実施機関と日程、調査工程、調査内容等について打合せを行い、合意を取り付けるためのもの。スペイン語及び日本語で作成すること。簡易製本での提出とする。

提出時期：2014年11月上旬

提出部数：西文3部、和文3部

#### (2) SNIP 審査のための報告書

全てスペイン語及び日本語で作成すること。なお、SNIP 審査用報告書は全て

簡易製本での提出とする。

① 第1グループ PIP のプロフィール

第1グループの11PIPにおいて現地調査を実施した後、その調査結果を踏まえて作成するもの。調査開始後5カ月以内を目安にドラフトを作成、提出すること。OPI-MINAM 及び MEF からコメントがあった場合、コメントを反映、再提出し、ドラフト提出後1カ月以内に OPI-MINAM からの承認 (=Aprobación) を得ること。その後、MEF からの Viabilidad を得るまでコメント対応を行うこと。

提出時期：2015年3月下旬

提出部数：西文3部、和文3部

② プログラム・プロフィール

3つの優先 PIP（「4. 調査対象都市」参照）及び残りの28PIPの二次情報を含むもの。調査開始後5カ月以内を目安にドラフト作成、提出すること。OPI-MINAM 及び MEF からコメントがあった場合、ドラフト提出後2カ月以内にコメントを反映、再提出し、ドラフト提出後3カ月以内に OPI-MINAM からの承認 (=Aprobación) を得ること。その後、MEF からの Viabilidad を得るまでコメント対応を行うこと。

提出時期：2015年3月下旬

提出部数：西文3部、和文3部

③ プログラム F/S

プログラム全体の事業実施に係る F/S。調査開始後10カ月以内を目安にドラフトを作成、提出すること。OPI-MINAM 及び MEF からコメントがあった場合、ドラフト提出後1カ月以内にコメントを反映、再提出し、ドラフト提出後3カ月以内に OPI-MINAM からの承認 (=Aprobación) を得ること。その後、MEF からの Viabilidad を得るまでコメント対応を行うこと。

提出時期：2015年8月下旬

提出部数：西文3部、和文3部

④ 第2グループ PIP のプロフィール

第2グループの7PIPにおいて現地調査を実施した後、その調査結果を踏まえて作成するもの。調査開始後8カ月以内を目安にドラフトを作成、提出すること。OPI-MINAM 及び MEF からコメントがあった場合、コメントを反映、再提出し、ドラフト提出後1カ月以内に OPI-MINAM からの承認

(=Aprobación) を得ること。その後、MEF からの Viabilidad を得るまでコメント対応を行うこと。

提出時期：2015 年 6 月下旬

提出部数：西文 3 部、和文 3 部

### (3) JICA 審査のための報告書

上記 SNIP 審査のための報告書とは別に、日本語にて以下の通り報告書を作成、提出すること。なお、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートはスペイン語及び日本語で作成すること。また、ファイナル・レポートについては冊子報告書を電子化した報告書を収録する CD-ROM を和文・西文各 3 枚ずつ提出すること。

#### ① インテリム・レポート (IT/R) (簡易製本)

1) ファイナル・レポートの目次案、2) 最終報告書の第 1 稿に相当するものを取りまとめ、ペルー政府実施機関との中間協議に使用するもの。調査開始後 7 カ月以内を目安に作成、提出すること。

提出時期：2015 年 5 月下旬

提出部数：和文 3 部

#### ② ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R) (簡易製本)

上記 6. 「業務の内容」の成果を集大成したもの。調査開始後 11 ヶ月以内を目安に作成、提出すること。また、作業中に作成した調査・分析・検討資料を添付すること。

提出時期：2015 年 9 月下旬

提出部数：和文 5 部、西文 5 部

#### ④ ファイナル・レポート(F/R)

上記ドラフト版に対する JICA 及び MINAM からのコメントを反映し、DF/R を修正したもの。調査開始後 13 ヶ月以内を目安に作成、提出すること。また、作業中に作成した調査・分析・検討資料を添付すること。

提出時期：2015 年 11 月下旬

提出部数：和文 5 部、西文 5 部

CD-ROM：和文 3 枚、西文 3 枚

また、上記に加え、月報を提出すること。

#### (4) その他の提出物

##### ① 議事録等

同国政府等との協議概要で特に重要と考えられる内容については、協議議事録(M/M)に取りまとめ、機構に速やかに提出する。

##### ② 先方政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、機構に事前に内容の確認を求めること。また、提出後はその写しを速やかに機構に提出すること。

##### ③ その他

上記提出物の他、機構が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

#### (5) その他報告書作成に当たっての留意事項

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

② 各報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載する。

③ 各報告書において略称を使用した場合、正式名称(西・英語)の一覧を作成する。

④ 各報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを加える。

⑤ 報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行われるよう工夫を施す。

⑥ 報告書の作成に当たっては、装丁等が華美になり過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図る。

⑦ 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。また、業務で使用した統計、データ類はデータの散逸を防ぐため、最終報告書のサポーティングデータ集に可能な限り収録する。

### 第3. 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

##### (1) 全体工程

本調査は、2014年11月開始、2015年11月完成を目処とする。調査実施工程及び各報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

会計年度	2014年度					2015年度							
暦年	2014年					2015年							
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国内作業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
現地作業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
報告書	△										△		□
月例報告書	IC-R						IT-R				DF-R		F-R

##### (2) 留意事項

###### ① 施設閉鎖、機材の概略設計に係る基準

施設閉鎖、機材の概略設計に係る IDB と共通の基準については、JICA、IDB、MINAM の間で未合意であるが、調査中コーディネーション会議にて決定される予定である。コーディネーション会議には可能な限り出席し、IDB との間で大きな技術的齟齬が発生しないよう適宜 JICA に対して助言を行うこと。また、ここでの決定に基づいた基準で報告書を作成すること。

###### ② コンサルタントのチーム編成

対象の 18 都市を 2 グループに分けて調査することに伴い、コンサルタントも 2 チーム編成とすることを想定している。なお、各チームの編成と担当業務については以下を想定している。

	チーム 1	チーム 2
	第 1 グループ (11 都市) (優先グループ)	第 2 グループ (7 都市)
編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際コンサルタント (6 名)</li> <li>1, 総括/廃棄物管理① (2 号)</li> <li>2, 地質調査/地形調査</li> <li>3, 施設閉鎖/建設計画①</li> <li>4, コスト積算/財務・経済分析</li> <li>5, 環境社会配慮</li> <li>6, 業務調整/廃棄物管理補助①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際コンサルタント (3 名)</li> <li>1, 廃棄物管理② (2 号)</li> <li>2, 施設閉鎖/建設計画②</li> <li>3, 業務調整/廃棄物管理補助②</li> <li>●ローカルコンサルタント (注)</li> <li>上記を補うもの (3 名程度)</li> </ul>
担当業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先 11PIP のプロファイル作成</li> <li>・プログラム・プロファイルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7PIP のプロファイル作成</li> <li>・第一グループの補助</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム F/S の作成</li> <li>・上記報告書が Viabilidad を取得するまでのコメント対応等技術的支援</li> </ul>	
--	---	--

(注) ローカルコンサルタントについては、現地調査に同行する上記庸人以外にも、SNIP 専門家、法務等、調査全体を通じて作業を実施するコンサルタントの雇用を想定している。詳細は「第 3. 業務実施上の条件」の「4. 現地特殊庸人」を参照のこと。

## 2. 業務量の目処

53.34 M/M

## 3. 調査分野

本調査は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、上記「1. 調査の工程」の(2)②に記載した通り、2 チーム編成での調査を想定していることから、二人の雇用が必要な分野がある。

- (1) 総括 / 廃棄物管理① (2号)
- (2) 廃棄物管理② (2号)
- (3) 地質調査/ 地形調査
- (4) 施設閉鎖/ 建設計画① (3号)
- (5) 施設閉鎖/ 建設計画②
- (6) コスト積算 / 財務・経済分析
- (7) 環境社会配慮
- (8) 業務調整 / 廃棄物管理補助①
- (9) 業務調整 / 廃棄物管理補助②

- (1) 総括 / 廃棄物管理① : JICA、カウンターパート及び団員の意見を調整・総括し、ペルー国中央・地方政府、国際機関、各国ドナーをはじめとした各関係機関等に対して十分な説明を行うほか、ローカルコンサルタント、再委託業務に関する監理を行う。また、15年以上の職務経歴を持ち、廃棄物管理分野の総合的な知見・経験を備える者。

- (2) 廃棄物管理②：第 2 グループを統括する。上記（1）に準ずる経験と職能を持つ者。
- (3) 地質調査/ 地形調査：地質分析、測量等の経験を備える者。AutoCAD 等に関する見識を持つ方が望ましい。
- (4) 施設閉鎖/ 建設計画①：廃棄物処理施設・機材の計画策定・施設設計に関する知見・経験を備える者。AutoCAD 等に関する見識を持つ方が望ましい。
- (5) 施設閉鎖/ 建設計画②：上記（4）に準ずる経験と職能を備える者。
- (6) コスト積算 / 財務・経済分析：廃棄物事業及び地方自治体の財務/経済分析に幅広い知見・経験を備える者。
- (7) 環境社会配慮：大・中規模都市の社会・経済条件を総合的に分析でき、環境影響評価制度及び環境社会配慮に関する知見・経験を備える者。
- (8) 業務調整①：廃棄物処理施設・機材の運営・維持管理計画を策定する知見・経験を備える者。
- (9) 業務調整②：上記（8）に準ずる経験と職能を備える者。

#### 4. 現地特殊庸人

地方都市における個別プロジェクトの調査について、経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタントもしくは NGO の知見を積極的に活用することとし、特殊庸人することを可とする。

現地特殊庸人に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地特殊庸人対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者ならびに現地特殊庸人の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

一例として、以下の業務における現地特殊庸人の活用を検討している。現地特殊法人についてはプロポーザルにて M/M の内訳を明記すること。（全体業務量の目安：67.73 M/M）

- ・ 廃棄物管理
- ・ 衛生工学
- ・ 施設閉鎖/ 建設計画
- ・ 地質調査/ 地形測量
- ・ 環境配慮
- ・ 社会配慮（土地問題、ウエイスト・ピッカー対策に係る業務に従事する者。）
- ・ 法務

- ・ SNIP 専門家
- ・ 経済・財政分析/ コスト積算

## 5. 配布資料／閲覧資料

### (1) 配布資料

- ・ MINAM が作成した SNIP 審査用報告書作成のための TOR (スペイン語のみ)

### (2) 閲覧資料

以下の資料は JICA 中南米部南米課 (TEL: 03-5226-8543) にて閲覧可能です。(コスト積算部分は閲覧不可。)

- ・ フェーズ (I) 協力準備調査ファイナル・レポート「The Preparatory Survey on Solid Waste Management Program in the Republic of Peru/ Final Report Volume-1: Main Report, May 2011」(英語のみ)

## 6. 航空券の選定

航空券については、本調査を適正かつ経済的に実施するため、経路の変更、他社便の利用、予約の変更等を含む緊急時の対応が可能な本邦発券のものを選定する。ただし、同航空券の発券地については、在外に居住するコンサルタント団員に限り、本邦以外での発券を認める。

## 7. 見積条件

### (1) 車輛の手配

現地調査用の車輛については、原則として借上げとし、見積もりに含めること。

### (2) 通訳備上費

西語⇄英語 (もしくは日本語) 通訳の現地備上に係る経費は見積もりに計上すること。

## 8. 調査用資機材輸出管理

本調査実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うこととする。

## 9. 業務実施における安全管理

調査期間中は、治安状況について情報収集を行うと共に、現地踏査の安全確保のため関係機関に対し協力依頼をするなど、安全管理には十分留意する。当地の治安状況については、JICA ペルー事務所、在リマ日本国大使館、実施機関

において、十分な情報収集を行うとともに、フィールド調査のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、ペルー事務所と常時連絡の取れる体制とする。特に地方においてフィールド調査を行う際には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。安全管理体制についてはプロポーザルに記載すること。

#### 10. 連絡体制

調査期間中においては、本格調査団、受注者本社、在ペルー日本国大使館、JICA ペルー事務所及び JICA 本部との連絡体制を十分に構築することが必要である。受注者はこれらを念頭に、本格調査団との通常の連絡体制及び緊急時の連絡体制を具体的に策定し、機構に報告する。

#### 11. 複数年度契約

本業務は、複数年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地調査及び国内作業を継続して実施することができる。また、経費支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度の精算は必要ない。

以 上